

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 17 日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児（者）に対する入院前等支援の評価の新設について
（周知依頼）

小児医療体制の整備につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

小児医療体制については、第 8 次医療計画に関する指針において、保健・福祉分野とも連携し、医療的ケア児への支援に係る体制整備を進める旨をお示ししているところです。

今般、令和 6 年度診療報酬改定により、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等の関係告示等が公布され、本年 6 月 1 日（一部 4 月 1 日）から適用されておりますが、その中で医療的ケア児（者）に対する入院前支援の評価が新設され、医療的ケア児（者）が入院する際の在宅からの継続的なケアを確保する観点から、保険医療機関の医師又は医師の指示を受けた当該保険医療機関の看護職員が、事前に自宅等を訪問し、患者の状態や人工呼吸器の設定等のケア状態の把握を行った場合について、新たな評価を行うこととなりました。

また、障害福祉施策については、第 7 期障害福祉計画に関する指針において、障害者等が地域で安心して暮らしていくため、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要をお示ししており、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、医療的ケア児（者）が希望する地域で安心した生活を送ることができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）等が公布され、本年4月1日から適用されております。

この中で、医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児（者）に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設しています。

これらの内容は別添のとおりです。各都道府県等におかれましては、十分御了知の上、医療的ケア児（者）の入院受け入れにあたっては、各医療機関において診療報酬又は障害福祉サービス報酬の利用を、患者の状態等に応じて選択いただけますよう、管内の医療機関、その他小児医療の関係機関等に周知いただき、医療的ケア児（者）に係る医療提供体制の確保等に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

【照会先】

＜診療報酬について＞

診療報酬に関する個別のお問い合わせにつきましては、管轄の地方厚生（支）局までお願いいたします。

＜障害福祉サービス等報酬について＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課福祉サービス係

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2528

医療的ケア児（者）に対する入院前支援の評価の新設

医療的ケア児（者）に対する入院前支援の評価の新設

- 医療的ケア児（者）が入院する際の在宅からの継続的なケアを確保する観点から、事前に自宅等を訪問し、患者の状態や人工呼吸器の設定等のケア状態の把握を行った場合について、新たな評価を行う。



（新） 医療的ケア児（者）入院前支援加算 1,000点

[対象患者]

医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児（者）

[算定要件]

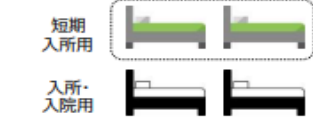
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、入院前に別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）及び第3節の特定入院料のうち、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、当該保険医療機関の入院期間が通算30日以上のもので除く。）の患家等を訪問し、患者の状態、療養生活環境及び必要な処置等を確認した上で療養支援計画を策定し、入院前又は入院した日に当該計画書を患者又はその家族等に説明し、文書により提供した場合に、保険医療機関ごとに患者1人につき1回に限り、入院初日に限り所定点数に加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定すべき入院前支援を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、500点を所定点数に加算する。
- 3 区分番号A246の注7に掲げる入院時支援加算は別に算定できない。

[施設基準]

- （1）直近1年間の医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児（者）の入院患者数が10件以上であること。
- （2）令和7年5月31日までの間に限り、（1）の基準を満たしているものとする。

医療型短期入所の概要

別添2

		併設型	空床利用型
対象者		<重症心身障害児者等> ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者 等 <その他> ・ 重症心身障害児者等に該当しない場合であって、区分1以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者（難病を含む） ・ 区分1以上に該当し、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者	
サービス内容		病院等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援	
実施主体		病院、有床診療所、介護老人保健施設、介護医療院、無床診療所（日中の受入のみ）※法人格のない病院、診療所も可	
ショートステイ用の居室の設定		あり 入所・入院用のベッドのうち、ショートステイ用のベッドを常時確保する 	なし 空いている入所・入院用ベッドを、ショートステイで使用する 
人員基準	従業者	本体施設の利用者及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の利用者数とみなした上で、 本体施設として必要とされる数以上	
	管理者	管理者は原則として、専ら医療型短期入所事業所の管理業務に従事する（支障がないときは、他の職務との兼務が可能）	
設備基準		本体施設の設備を利用することにより、短期入所の効果的な運営が図られ、本体施設と短期入所のサービス提供に支障がない場合は、 本体施設の設備をショートステイで利用できる	空床を利用する 本体施設で必要とされる設備を有すること で問題ない
報酬単価	基本報酬	・ 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴う場合) 1,826単位～3,117単位 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器 による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し支援を行う場合 ・ 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)、(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合) 1,328単位～2,928単位 医療型短期入所サービス費と同様の対象者に対し支援を行う場合	
	主な加算	<緊急短期入所受入加算> 270単位 緊急時の受入れを行った場合 <特別重度支援加算> 120単位～610単位 医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医療的管理や療養上必要な措置を行った場合	

医療型短期入所サービス利用中の者に対し、診療報酬で算定可能な処置等

(1) 経皮的動脈血酸素飽和度測定、(2) 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定、(3) 中心静脈注射、(4) 植込み型カテーテルによる中心静脈注射、(5) 鼻マスク式補助換気法、(6) 体外式陰圧人工呼吸器治療、(7) 人工呼吸、(8) 膀胱洗浄、(9) 後部尿道洗浄、(10) 留置カテーテル設置、(11) 導尿、(12) 介達牽引、(13) 矯正固定、(14) 変形機械矯正術、(15) 消炎鎮痛等処置、(16) 腰部又は胸部固定帯固定、(17) 低出力レーザー照射、(18) 鼻腔栄養

医療型短期入所における受入支援の強化（概要）

医療型短期入所における受入支援の強化

- ・ 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

《医療型短期入所受入前支援加算【新設】》

イ	医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）	1,000単位／日
ロ	医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）	500単位／日

※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示大523号）

医療型短期入所受入前支援加算

13の2 医療型短期入所受入前支援加算

イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ) 1,000単位

ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ) 500単位

注1 イについては、1のロを算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。

2 ロについては、1のロを算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。

※ 1のロを算定している指定短期入所事業所等

医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、対象者は、障害児であって、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、十六点以上である者等

※ 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準

チ 介護給付費等単位数表第7の13の2の注1を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準

当該指定短期入所事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、当該利用者の自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認していること。

リ 介護給付費等単位数表第7の13の2の注2を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準

当該指定短期入所事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認していること。

医療型短期入所受入前支援加算

② 医療型短期入所受入前支援加算の取扱いについて

報酬告示第7の13の2のイの医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）については、当該指定短期入所事業所等の医師又は医師の指示を受けた看護職員が、居宅等を訪問し、医療的ケア児（者）の支援を行うにあたり必要な医療的ケアの実施方法の確認、当該医療的ケア児（者）の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを利用するにあたり必要な情報の把握（以下「利用前支援」という。）を行い、その内容を踏まえ、利用中の看護や医療的ケアの方法等を、当該医療的ケア児（者）とその家族等及び指定短期入所事業所等の職員と共有した場合に算定する。

また、訪問の際には、実際に支援を行う予定の生活支援員も同行することが望ましい。

なお、同一短期入所事業所においては1度限りの算定とするが、当該事業所を1年以上利用していない場合にはその限りではない。

報酬告示第7の13の2のロの医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）については、利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合においては、当該医療的ケア児（者）の個人情報情報を情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、当該医療的ケア児（者）又はその家族に同意を得ること。